

船橋市生きがい福祉事業団利用規約

第1条（利用契約）

発注者（船橋市生きがい福祉事業団（以下「事業団」という。）を通じて事業団の会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）は、事業団を通じて会員に業務委託をしようとするときは、事業団との間で「生きがい福祉事業団利用契約」（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

第2条（就業条件）

1. 発注者が事業団を通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。
2. 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

第3条（マッチング）

1. 事業団と発注者との間で利用契約が締結されたときは、事業団は、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。
2. 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、事業団を通じて会員業務を委託するものとする。

第4条（発注者及び事業団の責務）

1. 事業団は、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。
2. 事業団は、本規約に定める事業団の業務（以下「事業団業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって事業団業務を実施するものとする。
3. 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を

有し、事業団は、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第5条（業務の対価）

発注者は事業団に対して、事業団業務委託料（事業団業務の対価として、発注者と事業団が合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

第6条（請求及び支払の方法）

1. 事業団は、業務が完了し発注者から履行確認等を得た場合は、事業団業務委託料を発注者に請求するものとする。ただし、仕様書等で示す期間がある場合は当該期間終了の都度請求するものとする。
2. 発注者は、事業団による請求書の発行日から30日以内に、事業団業務委託料を事業団が指定する口座に振り込む方法、コンビニエンスストアでの収納代行、又は現金で支払うものとする。
3. 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第7条（権利・義務の移転の禁止）

1. 発注者及び事業団は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
2. 発注者及び事業団は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第8条（守秘義務・個人情報管理）

1. 発注者及び事業団は、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 発注者及び事業団は、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 前2項の規定は、事業団業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

第9条（損害賠償）

発注者及び事業団は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和6年11月1日から施行する。